

# 福岡県公報

令和4年10月18日  
第 341 号

## 目次

### 告示 (第900号 - 第910号)

○廃川敷地等の発生	(河川管理課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	1
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○電線共同溝整備道路の指定	(道路維持課) ……………	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
<b>公 告</b>		
○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	(企画課) ……………	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	5
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出		

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	10
○落札者等の公示	(情報政策課) ……………	10
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	11

## 告 示

### 福岡県告示第900号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所に備えて置いて縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 河川の名称  
遠賀川水系近津川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
令和4年10月18日
- 廃川敷地等の位置  
直方市上頓野1864-5  
直方市上頓野1865-4
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地  
60.75㎡

### 福岡県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方県道	直方北九州自転車道線		前	鞍手郡鞍手町大字小牧307番4先から鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先まで	4.0 ～ 4.0	110.2
			前	鞍手郡鞍手町大字小牧307番4先から鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先まで	4.0 ～ 4.0	135.8
			後	鞍手郡鞍手町大字小牧307番4先から鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先まで	4.0 ～ 4.0	110.2

#### 福岡県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方北九州自転車道線	鞍手郡鞍手町大字小牧307番4先から鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先まで

#### 福岡県告示第903号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州県道	直方北九州自転車道線		前	鞍手郡鞍手町大字小牧293番1先から鞍手郡鞍手町大字小牧291番1先まで	4.0 ～ 9.4	96.0
			前	鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先から鞍手郡鞍手町大字小牧291番1先まで	4.5 ～ 5.6	131.3
			後	鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先から鞍手郡鞍手町大字小牧291番1先まで	4.0 ～ 9.4	141.9

#### 福岡県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	直 方 北九州 自転車道 線	鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧291番1先まで

**福岡県告示第905号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	区 間
京 築	県 道	行 橋 停車場 線	行橋市宮市町375番4先から 行橋市大橋三丁目2808番7先まで

**福岡県告示第906号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市黒川字向原2841の1・2858（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第907号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
嘉麻市熊ヶ畑字広畑95の4
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第908号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉郡東峰村大字小石原敷字釜床2506の1、2506の2、2507、2524の1、2536、2537の4、2523（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字釜床2506の1・2506の2・2507・2523・2536・2537の4（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第909号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（国有林及び重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成11年1月22日農林水産省告示第158号

- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第910号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和45年3月31日農林省告示第488号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

**公告**

令和4年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のように公開されるので、公告する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 日時

令和4年10月25日（火） 午後1時30分

## 2 会場

福岡市博多区千代一丁目20番31号

福岡県千代合同庁舎3階 C301B会議室

## 3 予定議案

- (1) 道路事業（一般県道畦町村山田線（村山田工区））について
- (2) 道路事業（一般県道原海老津線（高倉工区））について
- (3) 道路事業（一般国道442号（黒木バイパス））について
- (4) 海岸事業（高田海岸）について
- (5) 下水道事業（宝満川上流流域下水道）について

## 4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

## 5 問合せ先

福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

5軸CAD/CAMシステム（4備出67）

## 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高



- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年10月28日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 10 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件名

5 軸 C A D / C A M システム (4 備出 67)

#### (2) 調達物品及び数量

5 軸 C A D / C A M システム 一式

#### (3) 履行期限

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日)

#### (4) 履行場所

福岡県立福岡高等技術専門校

### 2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号) に定める資格を得ている者 (令和 3 年度競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資

格をいう。以下同じ。)

令和 4 年 11 月 24 日 (木曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
05	04	理化学精密機器	A A
05	06	計測機器	A A
05	08	工事製造機器	A A
05	10	光学機器・D P E	A A
05	11	諸機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が 1 の (2) に示した物品であることを証明する同等品申請書を福岡県立福岡高等技術専門校に令和 4 年 11 月 14 日 (月曜日) 17 時 00 分までに提出して承認を受けた者

・同等品申請書の提出場所及び同等品申請書に関する問合せ先

福岡県立福岡高等技術専門校

〒813-0044 福岡市東区千早四丁目 24-1

電話番号 092-681-0261

F A X 092-681-0263

なお、提出した同等品申請書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）  
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和4年10月18日（火曜日）から令和4年11月14日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和4年11月24日（木曜日）15時00分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
- (2) 日時

令和4年11月25日（金曜日）10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札



- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
5 - Axis C A D / C A M System
- (2) Delivery period : By March 31, 2023
- (3) Delivery place : Fukuoka School of Technology, 4 - 24 - 1 Chihaya, Higashi - ku, Fukuoka City 813 - 0044, Japan  
Tel 092 - 681 - 0261
- (4) Time Limit for Tender : 3 : 00 P. M. on November 14, 2022
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
Tel 092 - 643 - 3092

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和4年9月30日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
-----	-----

スーパーオートバックス大野城店 大野城市御笠川五丁目 2 番 1 外 9 筆	スーパーオートバックス大野城御笠川店 大野城市御笠川五丁目 2 番 1 外 9 筆
---	--

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オートバックスセブン 代表取締役 住野 公一 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号	株式会社オートバックスセブン 代表取締役 小林 喜夫巳 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号
株式会社オートバックスセブン 代表取締役 小林 喜夫巳 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号	株式会社オートバックスセブン 代表取締役 堀井 勇吾 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年9月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 スーパーオートバックス久留米
- 所在地 久留米市津福今町392番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社オートバックスセブン 代表取締役 住野 公一 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号	株式会社オートバックスセブン 代表取締役 小林 喜夫巳 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号
株式会社オートバックスセブン 代表取締役 小林 喜夫巳 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号	株式会社オートバックスセブン 代表取締役 堀井 勇吾 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ドラッグコスモス田川バイパス店
- 所在地 田川市大字楠21番1、21番5、21番6、23番1、25番1、25番3、26番1、26番3、26番4、26番5、29番7

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特段の意見なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称

福岡県個人番号利用事務系ネットワークにおけるファイルサーバ等の賃貸借及び運用保守管理

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年8月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社Q T n e t

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目12番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

153,725,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年7月1日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大木2期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和4年10月18日から 令和4年11月16日まで	筑後市役所 大木町役場

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字峠72番1及び72番4から72番7まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市薬王寺1010番地

有限会社マックス

代表取締役 松崎 一孝

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年10月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年9月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー前原店

(2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）

店舗建物北東側 (駐車場No.1)	57	店舗建物北東側 (駐車場)	56
隔地駐車場 (駐車場No.2)	18		
隔地駐車場 (駐車場No.3)	16		
合計	91	合計	56

## 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前		変更後	
駐車場No.1	24時間	駐車場	24時間
駐車場No.2 駐車場No.3	午前9:00~午後10:00		

## (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3	店舗建物北側、東側	3	店舗建物北側、東側
1	隔地駐車場		
1	隔地駐車場		